

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 吉野郡川上村伯母谷及び上北山村西原
- 三 測量の期間 平成二十八年九月十二日から同年十一月三十日まで